

藤岡市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策や条例等の策定過程において、その趣旨、内容等を広く市民等に公表し、市民等から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策や条例等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）
- (3) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものと認められる場合
- (2) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (3) 法令その他の規定により意見聴取の手続が定められている場合
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合

(政策等の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に規定する政策等を実施しようとするときは、意思

決定をする前の適切な時期に当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成する背景、目的及び理解を深めるための資料の公表に努めるものとする。

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法
(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第2項に掲げる資料を公表する前に、次に掲げる事項を広報ふじおか及び市ホームページへの掲載等の方法により、当該パブリックコメント手続を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案の公表方法
(意見等の提出期間及び提出方法)

第7条 市民等は、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、政策等の策定に係る意見等を提出することができる。

2 前項の規定により、意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び電話番号等を明示しなければならない。

3 第1項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接持参

4 実施機関は、政策等の案の公表の日からおおむね1箇月以上の期間を市民等が意見等を提出するために必要な期間として確保するものとする。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて公表するものとする。ただし、藤岡市情報公開条例（平成10年条例第29号）第6条に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、常時パブリックコメント手続の運用状況を取りまとめ、市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。